

平成27年度

補助金名：全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金 評価表

NO.

38

所管部課名	市民スポーツ課							
事務事業名	スポーツ合宿誘致							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金交付要綱、全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成27年度 予算額	2,000 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 2,000 千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	全日本バレーボールチーム招へい数		2 団体	平成32年度				
成果指標②	公開練習見学者数		2000 人	平成32年度				
補助対象者	薩摩川内市バレーボール協会							
補助対象経費	全日本男女バレーボールチームの強化合宿招へいに係る経費							
補助対象事業・活動の内容	全日本男女バレーボールチームの強化合宿招へい							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	予算の範囲内							
上記項目の積算方法	全日本男子・女子バレーボールチーム片道旅費相当分 58 人（鹿児島⇄東京）							
補助を受ける事業（団体）等の 経過3年間の決算状況	項目		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0		0	0.0%	0	0.0%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入			0	0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			2,000,000	100.0%	2,000,000	100.0%
						0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
	計	0		2,000,000	100.0%	2,000,000	100.0%	
	支出	事業費			2,000,000	100.0%	2,000,000	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%	
（翌年度繰越金）					0.0%		0.0%	
計	0		2,000,000	100.0%	2,000,000	100.0%		
支出計/前年度支出計				100.0%		100.0%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				1		1		
成果指標の推移①				3,028		1,769		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成24年度「継続」 総合体育館は、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）のバレーボール競技強化センターに認定（2016年8月のリオ五輪終了まで）されている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市民がハイレベルのスポーツに触れ合う機会が少ない中、無料の練習公開・スポーツ教室や紅白戦など日本を代表する指導者・選手と身近に接することができる絶好の機会となっている。市民にスポーツの素晴らしさを始め、夢や感動の提供がなされている。 また、報道関係者等の入り込みやTV・新聞報道がなされ、本市のシティセールスや知名度向上等に大きく貢献している。この他、バレーボール教室は、トップの指導者・選手に直接指導を受けることにより、市民の競技力や指導力等の向上に直接繋がるとともに、本市の社会体育振興に大きく貢献している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	地方都市においては、ハイレベルのスポーツに触れ合う機会に恵まれておらず、その機会を創設する必要がある。なお、バレーボールは、広く市民に親しまれている競技であり、招へいする競技として適切である。 市バレーボール協会のこれまでの受入実績も評価され、市総合体育館は、日本バレーボール協会の推薦により日本オリンピック委員会がバレーボール競技強化センターに認定されている。 なお、全日本チームの招へいは、直接指導を仰ぎ本市から全国に通用する選手育成はもちろん、トップチームのチームワークやコミュニケーションなどの大切さを育む機会であり、市民からそのような機会が求められている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	補助金の交付を通じて得ようとする成果は、スポーツの振興及び競技力向上であり、成果を得ている。特に、スポーツ教室の開催により着実に競技力の向上が図られている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	全日本バレーボールチームの招へいは、日本バレーボール協会の傘下にあるバレーボール関係団体からの招へいが連絡調整を始め取組が順調に進むことから、現行の市バレーボール協会の招へいが最も適している。 また、招へい後の受入対応についてもバレーボールの専門的立場から対応ができることから妥当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	片道旅費相当分を助成しているので妥当と考える。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	全日本チームの興行権等は、全て日本バレーボール協会が有し、市バレーボール協会は、主管としてバレーボールフェスティバルや紅白戦を催し、自助努力を行っている。入場者数が伸び悩み収支に苦勞しているが、市民へのバレーボールの普及、バレーボールの競技力向上を始め、市民と日本を代表するチームと触れ合う機会の創設など本市のスポーツ振興の観点から取り組みを行っている。 同協会の取り組みは、本市が取り組んでいる合宿誘致事業と目的を同じくするものであり、本市のスポーツ振興の一翼を担った招へい事業であり、市の補助は必要である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	競技スポーツ団体としての活動や社会体育の振興など公益性が認められる団体である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金の交付以外に適当な政策手段はない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は、招へいに要する経費と規定し、旅費の半額を補助している。なお、スポーツ交流研修センターの利用促進、市の活性化にも繋がり、公費を充てるものとして妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	《上記方向の理由》 当該補助団体は、会員を総動員し、対応を行なっており、市競技団体の模範となる活動を実施している。また、全日本チーム強化合宿受入の評価もあり、市総合体育館がリオデジャネイロオリンピックまでの間、日本オリンピック委員会のバレーボール競技強化センターに認定されている。なお、東京オリンピックまで認定いただくよう官民で要請しており、その一つの取組として全日本バレーボールチームの招へいは継続する必要がある。 《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 バレーボール競技強化センターの認定は、日本バレーボール協会の推薦が前提であり、継続した活動も評価されるものと考えており、現行を維持する必要がある。		《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《まとめ》

全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第2条 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金に係る補助事業等は、次の要件を満たすものでなければならない。

本市バレーボール協会（以下「申請者」という。）が実施する全日本バレーボールチーム強化合宿招へいであること。

（補助金の額）

第3条 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金の交付は、予算の範囲内とする。

（補助対象経費）

第4条 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金の交付対象となる経費は、全日本バレーボールチーム強化合宿招へいに要する経費とする。

（交付の申請）

第5条 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、事業を実施する日の5日前までとする。

2 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 強化合宿スケジュール
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（交付の基準）

第6条 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第7条 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が特に必要と認める書類は、次に掲げるものとする

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る記録写真等
- (3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（効果の測定）

第8条 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 当該補助事業者が自ら行った評価、当該補助事業等の公益性、必要性、効果等に関する結果
- (2) 実施事業等に係る参加者数
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる指標等

（補助事業者等の責務）

第9条 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市のスポーツ振興の円滑な推進に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光・スポーツ対策監が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。